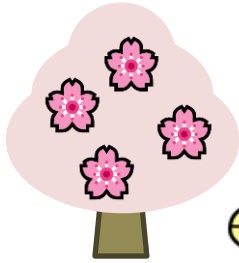


雇用ニュース

つがる
2026

3月号(2月内容)

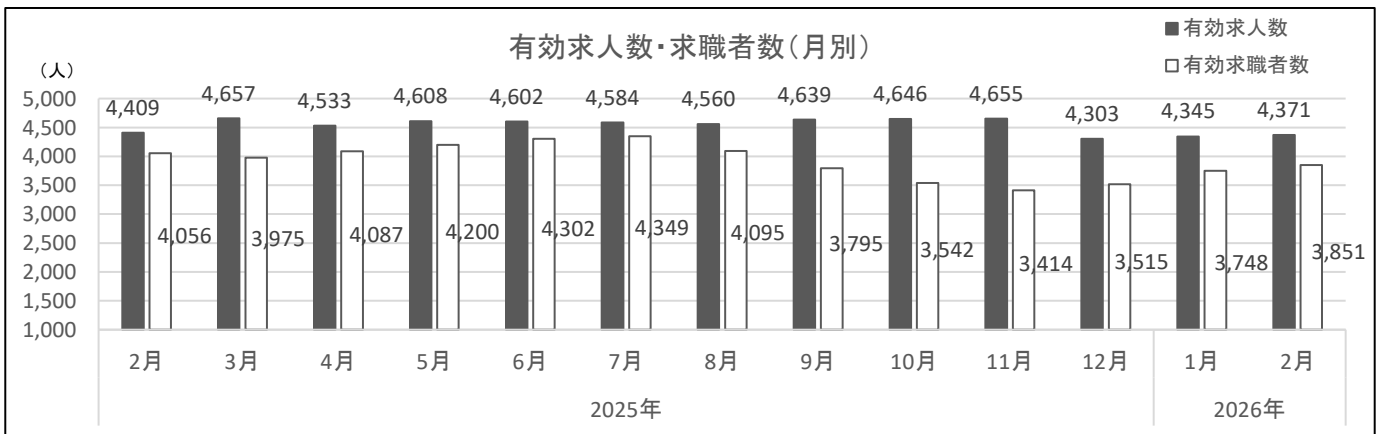
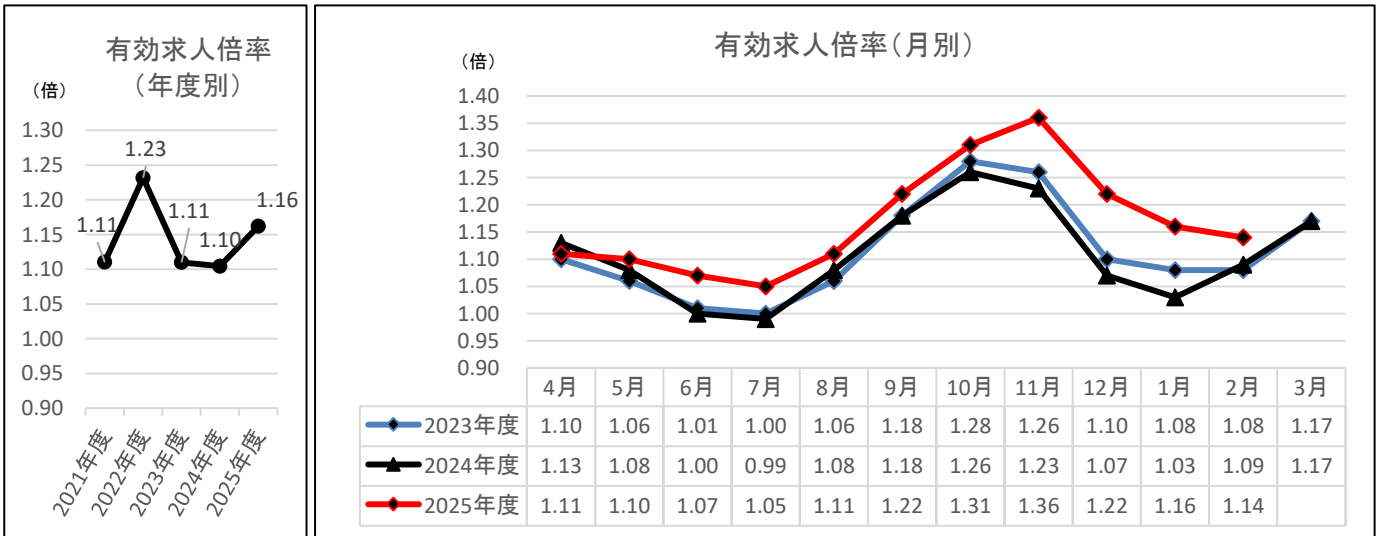


ハローワーク弘前（弘前公共職業安定所）

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



○求人・求職の状況

- 有効求人倍率は1.14倍となり、前年同月を0.05ポイント上回りました。また、前月比では0.02ポイント下回りました。
- 有効求職者数は3,851人で、対前年同月比5.1%（205人）減少しました。
- 有効求人数は4,371人で、対前年同月比0.9%（38人）減少しました。
- 新規求職申込件数は798件で、対前年同月比4.0%（31件）増加しました。
- 新規求人数は1,595人で、対前年同月比9.4%（166人）減少しました。
- 就職件数は218件で、対前年同月比12.8%（32件）減少しました。

●一般職業紹介状況（管内）

1. 全数

	2026年 2月	2025年 2月	増減数	増減率(%)	2025年度 2月(累計)	2024年度 2月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,595	1,761	▲ 166	▲ 9.4	18,259	18,391	▲ 132	▲ 0.7
月間有効求人数 (人)	4,371	4,409	▲ 38	▲ 0.9	49,846	49,850	▲ 4	0.0
新規求職申込件数 (件)	798	767	31	4.0	9,568	10,185	▲ 617	▲ 6.1
月間有効求職者数 (人)	3,851	4,056	▲ 205	▲ 5.1	42,898	45,379	▲ 2,481	▲ 5.5
紹介件数 (件)	713	658	55	8.4	7,162	7,881	▲ 719	▲ 9.1
就職件数 (件)	218	250	▲ 32	▲ 12.8	2,767	3,182	▲ 415	▲ 13.0
就職率 (%)	27.3	32.6	▲ 5.3	*	28.9	31.2	▲ 2.3	*
新規求人倍率 (倍)	2.00	2.30	▲ 0.30	*	1.91	1.81	0.10	*
有効求人倍率 (倍)	1.14	1.09	0.05	*	1.16	1.10	0.06	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

	2026年 2月	2025年 2月	増減数	増減率(%)	2025年度 2月(累計)	2024年度 2月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	914	981	▲ 67	▲ 6.8	10,199	10,219	▲ 20	▲ 0.2
月間有効求人数 (人)	2,500	2,539	▲ 39	▲ 1.5	29,218	29,119	99	0.3
新規求職申込件数 (件)	496	460	36	7.8	5,408	5,623	▲ 215	▲ 3.8
月間有効求職者数 (人)	2,084	2,130	▲ 46	▲ 2.2	23,635	24,993	▲ 1,358	▲ 5.4
紹介件数 (件)	398	342	56	16.4	4,133	4,386	▲ 253	▲ 5.8
就職件数 (件)	127	131	▲ 4	▲ 3.1	1,530	1,716	▲ 186	▲ 10.8
就職率 (%)	25.6	28.5	▲ 2.9	*	28.3	30.5	▲ 2.2	*
新規求人倍率 (倍)	1.84	2.13	▲ 0.29	*	1.89	1.82	0.07	*
有効求人倍率 (倍)	1.20	1.19	0.01	*	1.24	1.17	0.07	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

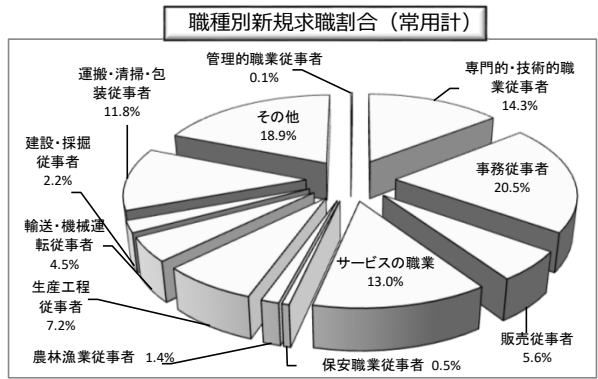
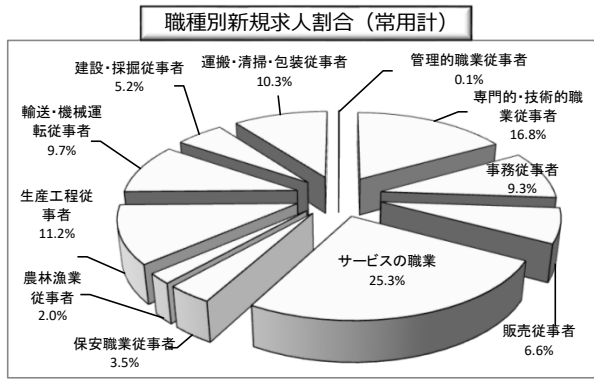
	2026年 2月	2025年 2月	増減数	増減率(%)	2025年度 2月(累計)	2024年度 2月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	440	553	▲ 113	▲ 20.4	4,872	5,180	▲ 308	▲ 5.9
月間有効求人数 (人)	1,272	1,358	▲ 86	▲ 6.3	13,507	14,243	▲ 736	▲ 5.2
新規求職申込件数 (件)	240	232	8	3.4	2,755	3,017	▲ 262	▲ 8.7
月間有効求職者数 (人)	1,232	1,356	▲ 124	▲ 9.1	15,185	15,885	▲ 700	▲ 4.4
紹介件数 (件)	235	228	7	3.1	2,245	2,566	▲ 321	▲ 12.5
就職件数 (件)	73	93	▲ 20	▲ 21.5	913	1,074	▲ 161	▲ 15.0
就職率 (%)	30.4	40.1	▲ 9.7	*	33.1	35.6	▲ 2.5	*
新規求人倍率 (倍)	1.83	2.38	▲ 0.55	*	1.77	1.72	0.05	*
有効求人倍率 (倍)	1.03	1.00	0.03	*	0.89	0.90	▲ 0.01	*

◆新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

◆有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

◆就職率＝就職件数÷新規求職申込件数×100

◇「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

(単位:人、件、倍)

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,354	3,772	736	3,316	633	200	234	1.14
A	管理的職業従事者	1	8	1	3	1	0	0	2.67
B	専門的・技術的職業従事者	227	835	105	373	105	37	45	2.24
C	事務従事者	126	392	151	686	226	39	37	0.57
D	販売従事者	90	290	41	183	30	8	8	1.58
E	サービスの職業	342	909	96	342	93	33	43	2.66
F	保安職業従事者	48	85	4	33	10	4	7	2.58
G	農林漁業従事者	27	45	10	71	13	8	8	0.63
H	生産工程従事者	151	370	53	232	45	25	29	1.59
I	輸送・機械運転従事者	132	260	33	118	41	15	12	2.20
J	建設・採掘従事者	71	210	16	80	7	4	6	2.63
K	運搬・清掃・包装等従事者	139	368	87	506	62	27	39	0.73
	分類不能の職業	0	0	139	689	0	0	0	0.00

◆充足数: 自安定所の求人が安定所(他安定所を含む)の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

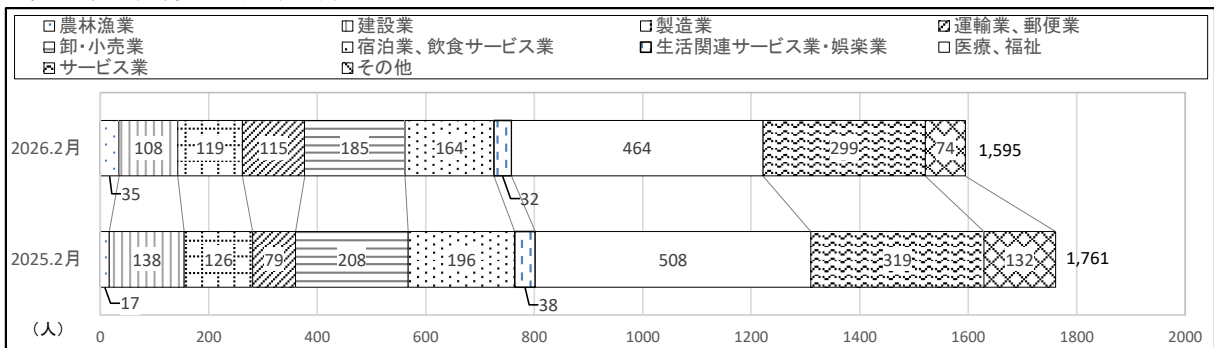
5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

(単位:人)

職業分類	年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	3,316	259	632	608	684	778	355	34.2%
A	3	0	1	0	1	1	0	33.3%
B	373	31	85	76	78	77	26	27.6%
C	686	52	157	159	170	119	29	21.6%
D	183	18	40	32	41	39	13	28.4%
E	342	22	41	56	67	108	48	45.6%
F	33	2	1	0	4	11	15	78.8%
G	71	5	5	13	11	23	14	52.1%
H	232	20	50	43	46	53	20	31.5%
I	118	2	12	10	22	42	30	61.0%
J	80	13	14	11	8	17	17	42.5%
K	506	24	69	72	111	153	77	45.5%
	689	70	157	136	125	135	66	29.2%

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人人数（全数）



人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)改正 人事・人材育成計画に基づく訓練も助成対象

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスクリング支援コース」では、**これまでの助成対象訓練に加え、企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づく訓練が助成の対象となります。**

▶「企業内の人事及び人材育成に関する計画」とは・・・

企業内の人事及び人材育成に関する計画とは、生産性の向上と事業の持続的な発展を図るため、中長期的な経営戦略を策定し、これに基づき今後必要となる労働者の職務、職種、人員構成、配置基準といった人事に関する方針を定め、当該方針に沿って、労働者に必要となる知識および技能、人材育成の対象労働者の範囲、教育訓練の実施方法や時期を体系的に定めたものです。

助成対象の訓練例：品質管理部門を強化してさらなる品質向上を図るため、製品の仕組みを熟知した機械加工を担当している労働者を品質管理部門に配置転換するための人事配置を計画し、品質管理や検査に関する知識を身につけてもらうための訓練を実施する 等

支給対象訓練

- 1 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- 2 **OFF-JT**(企業の事業活動と区別して行われる訓練)であること
- 3 **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

1. 企業において事業展開を行うにあたって実施する訓練
2. 事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたって実施する訓練

3. 企業内の人事及び人材育成に関する計画※1に基づき、対象労働者が今後従事することが予定される職務※3に必要な専門的な知識・技能の習得をさせるための訓練※2、4

- ※1 本コースでは、人事及び人材育成に関する計画の内容を記載した「事業展開等実施計画」(様式第1-3号)を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。また、人事及び人材育成に関する計画については、あらかじめ認定経営革新等支援機関 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>) の確認を受ける必要があります(中小企業に限る)。
- ※2 訓練を実施するにあたって、対象労働者から訓練受講に係る承諾書を取得する必要があります。
- ※3 今後従事することが予定される職務は、訓練開始日から起算して、3年以内に従事することが予定される職務である必要があります。
- ※4 対象労働者が訓練開始日時点で従事している職務とは異なる職務に関連する知識・技能を習得させるための訓練である必要があります。

助成率・助成額などは裏面をご覧ください→

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kvufukin/d01-1.html

